

令和元年度第2回定期監査

監査の種別	地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定による監査
監査の対象	福祉保健部 介護福祉課
監査の範囲	平成31年4月1日から令和元年9月30日までの事務の執行
実施期間	令和元年10月4日から令和元年12月24日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 杉山 行男

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p>(1) 要介護認定調査嘱託員の出張に係る駐車場使用料の支払について</p> <p>非常勤特別職である要介護認定調査嘱託員が公務により公用車にて医療機関等へ出張した際に要した駐車場使用料について、旅行(出張)命令簿及び支出負担行為決議書兼支出命令書を確認したところ、予算科目の節区分における第9節の「費用弁償」から支出されていた。</p> <p>駐車場使用料を支出すべき予算科目の節区分は第14節の「使用料及び手数料」であり、所管課においては、正しい予算科目から支出を行うため、早急に予算措置を行い、既支出分については歳出科目振替による会計処理を行われない。</p>	<p>駐車場使用料について予算措置を行い、以後は正しい予算科目から支出を行ってまいります。また、既支出分については歳出科目振替による会計処理を行いました。</p>
<p>(2) 補助金交付事務の適正な執行について</p> <p>介護福祉課が財政援助団体等に交付している補助金等13件について、交付事務が関係法令等に準拠し、適正に執行されているか確認したところ、適正さに欠く事例があった。</p> <p>ア 社会福祉法人福生市社会福祉協議会に対する補助金5件</p> <p>(ア) 補助金交付申請書の補助対象事業費が収支予算書と一致していない。</p> <p>(イ) 補助金交付決定通知書の補助対象事業費が、補助額のみとしているものや全体事業費としているものなど、</p>	<p>指摘事項アにつきまして、申請書と実績報告書における整合性及び根拠資料との整合性について、社会福祉協議会に指導いたします。</p> <p>また、所管課においても、根拠条例が同じ補助金相互間における補助対象事業費の捉え方など整合性を図り、申請書類一式を審査する際のチェックリストを作成し、事務手続を適正に行います。</p>

同じ根拠条例を基に補助決定しているにもかかわらず、補助金相互間において整合性が認められない。

- (ウ) 実績報告書の事業費の財源欄が申請書と一致していない。また、事業費合計額が事業決算書と一致していない。

イ 老人クラブ等補助金

- (ア) 申請書や実績報告書の添付書類に記入漏れや会費予算額が会則と合わないなど不備がある。

ウ 事業者負担軽減補助金（福生市介護保険サービスに係る生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業）

- (ア) 補助金交付要綱第9条に定められた確定通知を出していない。
- (イ) 事業実施要綱第9条の5号様式決定通知書及び6号様式確認証にある軽減率と実際の通知にある軽減率に相違がある。
- (ウ) 補助金交付申請書に添付すべき書類として予算書とあるが、添付されていない。

エ 共通事項

- (ア) 申請書、請求書の様式誤りがある。

所管課は、補助金等を交付することが公益上必要であり、かつ、適正な補助金等の額であると認めるには、補助金の申請に事業計画書、予算書等必要書類を添付させ、審査をする必要がある。また、交付団体から提出された事業報告書、決算書等を確認し、補助事業の成果が補助事業の目的に照らして適合する

指摘事項イにつきまして、審査時に記入漏れ等を発見した時には、再提出させ、各老人クラブに指導し、適正に執行いたします。

指摘事項ウの（ア）につきまして、補助金交付要綱に定められたとおりに補助金額を確定し通知します。

（イ）につきまして、事業実施要綱第9条の5号様式決定通知書にある軽減内容の「介護費負担」及び軽減率の「利用者負担（10/100）のうち5/100を助成」を削除し、決定する際に正しい内容を記載します。

6号様式確認証にある軽減率の「1/2」を削除し、確認証を出す際に正しい軽減率を記載します。

（ウ）につきまして、添付書類「利用者負担収入見込額調書」に対象者に係る予算額について記載する項目があり、予算書原本の添付は必要としないため、様式中の添付書類の「予算書」を削除します。

指摘事項エにつきまして、介護福祉課職員に根拠条例等を遵守し、事務を適正に行うよう指導いたします。

補助金交付事務につきましては、根拠法令や目的の適合性に照らして必要書類の審査を行うほか、これらの改善措置を行い、今後適正に行われるよう努めます。

ものであるか検証する必要もある。

今回の介護福祉課所管の補助金交付事務については、添付されている予算書、決算書等から補助対象事業費がどこの部分に該当するのか不明なものもあり、また、規定どおりにされていない事務も見られた。福生市補助金等交付規則第3条では、担当課の責務として、「補助金等の予算の執行に当たっては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、適正かつ有効に使用されるように努めなければならない。」とされている。

所管課は、補助目的の適合性を見極め、事業効果、補助対象事業費等を慎重に判断し、根拠条例等にのっとり適正な補助金交付事務を行われたい。